

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	9 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

地区の婦人会が集金に来ていて、義母に頼んで夫の分と一緒に国民年金保険料を納めていた。夫の分が納付済みとなっているのに私の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、地区の婦人会を通じて国民年金保険料を申立人の夫の分と一緒に納付したとしているところ、A市保管の被保険者名簿によると、昭和 50 年から平成 2 年の間、申立人と申立人の夫の保険料は同一年月日に納付されていることが確認できる。

また、A市によれば、当時、B町（現在は、A市）では、婦人会などの納付組織が国民年金保険料を集金していたとしており、同市保管の申立人の被保険者名簿にも組織の管理番号が記載されていることから、申立人が納付組織の集金により納付したとする申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、結婚した昭和 41 年以降、申立期間を除いて未納が無く、申立人の夫も付加保険料期間を含めてすべて納付済みとなっており、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から9年6月までの期間及び11年4月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月から9年6月まで  
② 平成11年4月から12年3月まで

私は、平成11年6月か7月に社会保険事務所で過去5年分（平成6年から10年まで）の国民年金保険料納付書を作ってもらい分割で納付し、平成11年度分は一括で納付したと記憶している。金額は80万円くらいであったと思う。

平成10年度に1か月の未納があるのは承知しているが、それ以外はすべて納付したと思っている。未納、免除になっているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年6月又は7月に5年間さかのぼった申立期間①の国民年金保険料納付書を作ってもらい納付したと主張しているが、同期間のうち6年4月から9年3月までは保険料免除期間となっている。国民年金法では免除期間に係る保険料の追納は先に経過した月の分から行うこととなっており、納付記録によると申立期間①以前に追納可能な免除期間（元年6月から5年3月まで）が存在することから、当該期間を追納せずに申立期間①を追納したとする申立人の主張は合理的でない。

また、未納であった申立人の平成9年度及び10年度の国民年金保険料は、申立人が平成11年8月から逐次納付してきており、申立人が社会保険事務所で作成してもらった納付書で過年度保険料の納付を始めた同年8月時点では申立期間①のうち9年4月から同年6月までの期間については、既に時効のため納付できない期間となっていたと考えられる。

さらに、申立期間②の保険料を平成12年3月に一括納付したと述べている

が、申立期間②は申請免除を受けている期間であり、免除期間中の保険料を同期間中に納付するには申請免除を取り消す必要があるが、申立人の申請免除は取り消された形跡が無く、同年3月に申立期間②の保険料を納付したとする申立人の主張は合理的でない。

加えて、申立人の平成12年所得税確定申告書（写）に記載された社会保険料控除の申告額は12年に申立人が納付した国民健康保険税額及び国民年金保険料（9年12月から10年6月までの期間、10年8月から11年3月までの期間及び12年4月から同年10月までの期間）の合計額にほぼ合致しており、申立人が納付したと主張する申立期間②の保険料を合算した場合の額とは符合しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 43 年 3 月まで  
昭和 39 年当時、両親が将来のことを考えて国民年金を納付してくれていたことを記憶している。  
両親は自営業をしながら小生のために納付してくれていたと思う。加入もしていないなんて納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が国民年金保険料を納付してくれていたことを記憶していると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出事実が確認できず、A 市にも申立人の国民年金の加入記録が無いことから、申立人には国民年金手帳が発行されていないと考えられ、申立人の両親は申立人の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金への加入手続、保険料の納付は、申立人の両親が行っていたと述べており、申立人はいずれにも直接関与しておらず、申立人の両親も亡くなっており具体的な加入時期及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から38年3月までの期間、38年8月から39年3月までの期間及び39年12月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月から38年3月まで  
② 昭和38年8月から39年3月まで  
③ 昭和39年12月から40年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料は納めたと思っていたのに未納とされていることに納得がいかない。

集金に来ていた人は亡くなっているが、詳細に調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金保険料は地区の婦人会が毎月集金に来て、申立人の母親が納付していたと述べているが、申立人は保険料の納付に直接関係しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親も既に亡くなっており具体的な納付期間等は不明である。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのが昭和38年8月8日であり、その時点で申立期間①は過年度保険料であることから、地区の婦人会の集金では納付できない。

さらに、いずれの申立期間についても、申立人は特例納付を利用して申立期間の保険料を納付したことはないと述べている上、申立人に係る社会保険庁保管の特殊台帳及びA市保管の国民年金被保険者名簿の納付記録は一致しており記録管理の不備はみられない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から45年2月まで

申立期間の国民年金保険料は、父から納付したことを知らされていた。国民年金手帳の切取り部分に検認印が押され、印紙貼付部分が切り取られているので納付されていると考えられる。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する国民年金手帳の昭和44年度分の国民年金印紙検認記録欄の中央部分に確認できる検認印を根拠として、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、この検認印は、保険料納付の有無にかかわらず、国民年金手帳から印紙検認台紙を切り離す際に押印する（国民年金市町村事務取扱準則第31条）もので、納付の事実を証明するものではない。

また、A町保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和43年10月1日に国民年金被保険者資格を喪失しており、その後国民年金への加入手続がなされた形跡は見当たらない。

さらに、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金への加入手続や保険料納付をしたとする申立人の父も既に亡くなっており、国民年金の加入手続の状況や当時の保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月

申立期間の国民年金保険料はA市B地区の納付組織で納付した。当時は担当者が、毎月、各家に集金に来ており、未納の月があった場合、次の月かその後まとめて請求されていた。

払残しは絶対に無いはずであり、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を申立人の居住するA市B地区の納付組織で納付したと主張しているが、A市保管の納付組織台帳では、B地区を担当する納付組織は平成8年4月1日に廃止となっており、申立期間の保険料は同納付組織では納付できなかったものと考えられる。

また、同納付組織廃止後の申立人の保険料は、平成8年5月分から口座振替によって納付されていることが確認できる。A市によると、同年4月分の保険料を口座振替で納付するための「口座振替納付書送付依頼書」の提出期限は同年3月19日であったとしているが、A市保管の申立人の当時の口座振替納付書送付依頼書によれば、当該依頼書が同市に提出されたのは同年4月5日であることが確認できる。

さらに、A市においては、当月分の保険料の振替は当月末に行うこととしており、申立人に係るA信用金庫の預金取引明細表では、申立人の保険料は

平成8年5月27日から口座振替されていることが確認できるが、一方、同年4月の当該明細表には保険料が口座振替された記録は無いことから、同年4月分の保険料は口座振替では納付されなかったことがうかがえる。

加えて、A市によると、国民年金被保険者に対する平成8年度の国民年金保険料納付書は平成8年3月末に郵送していたとしている上、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録では、10年5月7日に申立人に対して過年度保険料納付書が発行されていることが確認でき、行政の事務処理に不備はみられない。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から61年9月までの期間及び61年11月から63年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月から61年9月まで  
② 昭和61年11月から63年7月まで

昭和62年9月にA県に帰り、63年9月に仕事を始めたころに納付書が届いたので、2回に分けて納めた。1回目は63年秋から冬ごろに10数万円、2回目は平成元年ごろに10万円くらい、いずれもB村役場の年金係の窓口で納付した。納付するための資金は児童扶養手当から出した。2回目に納めに行ったときに残っている保険料はどのくらいあるかを確認したが、納付は終わりましたと言われた。未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、児童扶養手当の給付金を原資として、昭和63年と平成元年に申立期間の国民年金保険料を2回に分けて納付したとしているが、C市によると、申立人に対し児童扶養手当の初回支払いが行われたのは、元年8月であり、その時点で申立期間は時効により納付できない期間及び過年度保険料として日本銀行歳入代理店となっている銀行や郵便局等において納付すべき期間となる。

また、申立人は、申立てに係る2回の納付は、いずれもB村（現在は、C市）役場の年金係の窓口で納付したとしているが、申立期間の保険料は、申立人が初めて児童扶養手当を受給した平成元年8月の時点において、役場窓口では納付することはできず、当時、B村役場庁舎内に過年度保険料を納付できる金融機関も存在していなかったことから、申立期間の保険料を役場窓口で納付したとする申立人の主張は合理性に欠ける。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 8 月 24 日に払い出されており、その時点で申立期間の一部は時効により納付できず、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、当時、納付書により納めた国民年金保険料が、いずれの期間に該当するものか明確な記憶は無いとしている。

その上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から44年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から44年6月まで  
私の父が国民年金への加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。当時同居していた家族の国民年金手帳は残っており、保険料が納付されていることが確認できる。私だけが未加入であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとしているが、申立人自身は直接関与しておらず、申立人の父は既に他界しており、具体的な加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間当時同居していたとする申立人の兄は、申立人に係る国民年金への加入手続及び保険料の納付について、具体的なことは分からないとしている。

さらに、申立人は、申立人の姉に係る国民年金保険料の納付について、申立人の父が行っていたはずであるとしているが、申立人の姉に係る国民年金手帳記号番号は、昭和40年11月以降にA区で払い出されていることから、当時B県内に居住していた申立人の父が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年11月27日に払い出され、資格取得は同年9月1日であることから、申立期間は国民年金へ加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

その上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から50年12月まで  
申立期間の国民年金保険料は、私の父が納めておいたと言っていたので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとしているが、申立人自身は直接関与しておらず、申立人の父は既に他界しており、具体的な加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、申立期間当時の保険料の納付については、申立人の父から納付したことを聞いたとしているが、納付した時期及び納付したことを聞いたとする時期は分からないとしている。一方、申立人の父は、申立期間当時、国民年金には加入しておらず、保険料の納付を要しない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後である昭和51年5月に払い出されており、払い出された時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人は、A市以外に住民票の異動が無いなど、別の年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 10 月から 50 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月から 50 年 11 月まで  
昭和 39 年 10 月に会社を退職し、実家のある A 市に戻り、両親と共に家業に従事した。父が国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたはずである。父、母、妹及び妻は納付済みとなっているのに、自分だけが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとしているが、申立人自身は直接関与しておらず、申立人の父は既に他界しており、具体的な加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 12 月に払い出されていることから、払い出された時点で申立期間のほとんどは時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、昭和 39 年 11 月に A 市に転入後、他市町村へ住所を移動していないとしていることなどから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。